

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

この度、ねんきん特別便で照会していた年金加入期間について、申立期間は申請免除（全額）になっている旨の回答があった。

免除の申請はしておらず、国民年金保険料を納付しているので、国民年金の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は申立期間を除いて未納及び未加入期間は無く、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付をしたとするその母も国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人及びその母の国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間は申請免除期間であるが、申立人の母は、免除の申請手続について「自分の母が年金が無くて苦勞していた姿を見ているので、自分は免除申請を絶対しないと考えていた。」と強く否定しており、その主張に具体性がある上、申立人の父の給料日に合わせて納付したという主張は、申立期間以外の国民年金保険料の収納月日からも確認することができ、信憑性が高い。

さらに、申立期間当時、申立人の姉は県外の大学に在学中であり、申立人も市内の大学に通っており、経済的負担が大きかったようであるが、申立人の兄が家計を援助していたとのことであり、申立人の国民年金保険料を納付できない経済状況ではなかったことがうかがわれるほか、申立人の姉についても、在学中は申立人の母が国民年金の手続等を行っていたとすると、申立人の姉に申請免除期間は無く、国民年金保険料はすべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山口厚生年金 事案 479 (事案 233 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年6月1日から31年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(昭和30年12月以降は、B株式会社)における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を30年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から31年3月1日まで

昭和28年4月から32年8月21日までA株式会社C販売所に勤務していたが、社会保険庁の記録には31年3月1日以後の記録しか無い。当時、給与から厚生年金保険料を控除されており、記録が無いのは納得できない。

当初の判断後、当時の同僚の名前が判明したので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B株式会社に保管されていた従業員採用発令簿には、社会保険庁の記録と一致する日付が記載されており、また、社会保険事務所が保管するB株式会社及びその前身であるA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和31年3月1日以前に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番が見られないことから、申立期間に係る申立人の記録が欠落したとは考え難い等の理由により、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に新たに判明した同僚は、「申立期間当時、営業担当者は個人事業主として扱い、厚生年金保険には加入させてもらっていなかった。給料も完全歩合制であり、月によって給料の増減が激しく、標準報酬月額も決められなかった。昭和30年2月に経営者が交代した際、営業担当者も厚生年金保険に加入させるとの方針となり、給料も月給制に移行し、厚生年

金保険に加入させてもらった。」と供述している。

また、申立人の申立期間当時の記憶は詳細であり、B株式会社は、「会社内部にしなければ知り得ない情報も承知している。」としている上、同社が保管する従業員採用発令簿には昭和31年3月1日採用と記載されているものの、通常添付されているはずの同日付けの辞令が無いことから、同日以前から同社に勤務していたことが否定し得ないと述べていること、また、新たに判明した同僚のうち30年4月に入社した同僚からは、「私が入社する以前から勤務していた。」との証言が得られたことから、申立期間当時勤務していたことが推認できる。

さらに、申立期間当時の従業員のうち、申立人及び同僚が氏名を記憶している者については、すべて厚生年金保険の資格があること、また、新たに判明した申立期間中にB株式会社C販売所に在籍していた申立人以外の営業担当者2名の同社での資格取得日は、いずれも昭和30年6月1日となっていることなどから判断すると、当該時点で営業担当者について、厚生年金保険に加入させたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和30年6月1日から31年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は昭和28年4月から30年5月までの期間においても勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しているが、上述のとおり「昭和30年2月に経営者が交代した際、営業担当者も厚生年金保険に加入させることとなった。」との同僚の証言があること、また、営業担当者2名のB株式会社での資格取得日は、いずれも30年6月1日となっていることなどから、当該期間については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和30年6月1日から31年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の31年3月1日の資格取得時の標準報酬月額が5,000円であり、上述したC販売所に勤務していた営業担当者2名が30年6月1日に資格取得した際の標準報酬月額も5,000円であることから判断すると、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する従業員採用発令簿において昭和31年3月1日に採用された旨の記録があり、この採用日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年6月から31年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月28日から43年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を42年6月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和42年6月から43年1月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月28日から43年2月1日まで
② 昭和43年6月9日から同年8月1日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間①及び②とも、姉の誘いでA事業所に勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和43年2月1日から同年6月9日の期間しか勤務していないこととなっている。同事業所を退職後に失業給付を受給した記憶もあり、約1年以上は勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、雇用保険の加入記録より、昭和42年6月28日から43年6月9日までA事業所において勤務していたことが確認できる。

また、当時の事業主は、「会社の経理は、私の妻と申立人の姉に任せていたが、試用期間は無かったと思う。」としているとともに、経理を担当していた申立人の姉は、「私自身が病気がちで、健康保険証の大切さは承知していたので、従業員の健康保険厚生年金保険の加入届はすぐに社会保険事務所に提出していた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA事業所に係る厚生年金保険被保険

者名簿に記載されている同僚のうち、生年月日から中学校卒業後に入社したと推測される複数の者は、入社と同時に厚生年金保険に加入しており、従業員の厚生年金保険に係る適用状況は事業主と経理担当者の供述と一致していることから、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が昭和43年2月1日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した時の標準報酬月額が2万2,000円であることから、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所が保管しているA事業所の事業所台帳を見ると、昭和42年度の標準報酬月額の定時決定は、事業所から被保険者報酬月額算定基礎届が提出されなかったために、保険者決定が行われ、さらに事業所からは43年2月24日に当該決定に対する訂正の提出があったことが記載されており、いずれの機会においても社会保険事務所は当該取得等の届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年6月から43年1月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は当該期間においても引き続き勤務していたと主張しているが、A事業所を退職後、失業給付を受給したと述べており、申立人の雇用保険の離職日は、昭和43年6月9日と社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、A事業所で経理を担当していた申立人の姉は、「手形の不渡り後は、従業員が辞めたため、6月ごろには、事業主、事業主の母親、自分及び妹の4人となり事業を継続することができなくなったので、妹は職探しのため早めに帰郷させた。」と供述するとともに、事業主は、「賃金未払いが続き、5月か6月ごろまでにほとんどの従業員は辞め、その時に申立人も辞めてもらったと思う。ただし、申立人の姉については、経理事務の残務整理のため破産宣告（昭和43年）まで勤務していたと思う。」と供述しており、申立人の姉と事業主の供述はほぼ一致していることから、申立人は、申立期間②は勤務していなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間②において申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 6 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

国民年金は婦人会で勧められて制度発足当初に自分で加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月末の婦人会の集金で納付していた。納付する国民年金保険料額は、当初が 100 円で、次に 200 円、250 円、450 円と高くなったことを記憶しており、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市に保管されていた国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 43 年 6 月 30 日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間であることから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A 市に保管されていた昭和 40 年度から 43 年度までの国民年金検認連名簿（集金名簿）を見ると、40 年度から 42 年度までに申立人の氏名は見当たらず、43 年度については 6 月分からの加入となっている。

さらに、申立人は婦人会を通じて国民年金加入手続を行ったとしているが、A 市では、納付組織が届書を受理することは無かったとしている。

加えて、申立期間は約 7 年の長期間にわたる上、申立人が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月ごろから27年11月末ごろまで

私は、昭和25年7月ごろから27年11月末ごろまで、A村（現在は、B市）役場の別棟にあった、C組合に勤務し、水稻被害の調査等の業務に従事していた。同じ事務室には農業委員会もあり、隣村の組合とも交流があつて、その組合職員の氏名を覚えていることから、私がC組合に勤務していたことは間違いない。

しかし、ねんきん特別便で申立期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、C組合の加入記録が無かった。当時の給与明細書や源泉徴収票は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がC組合に勤務していたことは、職務内容や複数の同僚の氏名を申立人が覚えていたことから推認できるが、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立人は、「共済関係の業務を、臨時の学生アルバイトを含め3人程度で行っていた。」と述べており、社会保険事務所が保管する事業所記号番号払出簿では、C組合の厚生年金保険の適用の記録は確認できないことから、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所では無かったことがうかがえる。

さらに、申立期間の始期及び終期について、申立人は「入社のはじめは稲が水に浸かっていたころだったから昭和25年7月ごろ、退職の時期は冬になる前だったから27年11月末ごろだったと思う。」と述べているが、申立期間当時

のC組合長は既に亡くなっており、臨時の学生アルバイトだった同僚は病気療養中のため、申立人の勤務状況や勤務期間について証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 2 月 1 日に A 事業所（現在は、B 株式会社）で厚生年金保険の被保険者資格を取得したとされているが、資格を取得した時期は在学中である。

また、A 事業所での資格喪失日が昭和 31 年 6 月 4 日とされているが、私は同事業所に 5 年間勤務したと記憶している。当時の給与明細書や源泉徴収票は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 事業所に勤務していたことは、厚生年金保険の加入記録及び申立人が職務内容や複数の同僚の氏名を覚えていたことから推認できる。

しかし、A 事業所の元同僚から申立人が申立期間において勤務していたとする証言が得られない上、B 株式会社は申立期間当時の社会保険関係の書類及び給与関係等の書類を既に廃棄しており、申立内容について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が昭和 31 年 6 月 4 日に資格を喪失し健康保険証を返納したことが確認できる上、同被保険者名簿の 30 年 1 月 1 日から 36 年 4 月 1 日までの間で資格を取得した従業員の中には申立人の厚生年金保険被保険者期間を除いて申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、昭和 32 年 5 月から 35 年 11 月の間に A 事業所で厚生年金保険の資格を取得し 36 年 3 月ごろまで同事業所に勤務していた元同僚 7 人の名前を「知らない。」と述べている上、同事業所を退職直後に就職したとす

るC社の就職時期についても「いつ就職したか全く覚えていない。」と述べるなど、申立人の申立期間の始期及び終期に係る記憶は曖昧である。

なお、申立人は「中学校を卒業した昭和31年4月にA事業所に就職した。」と述べているが、申立人が中学校を卒業したのは学齢から30年3月ごろと推測される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から27年1月1日まで

私は、昭和21年4月から有限会社A（現在は、有限会社B）で採掘の仕事をしていた。採掘の人夫は15人くらいおり、ダイナマイトで石灰岩を砕き、トラックで運んでいた。

昭和21年から27年まで会社を辞めたことは無く、引き続いて仕事をしてきた。21年に社長宅に面接に行った時、社長が社会保険は全員に有ると言われたことを覚えている。

申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録のある同僚31名中、死亡、連絡先が不明である者を除く10名に対して照会をし、回答があった7名のうち、5名は申立人を覚えておらず、残る2名も申立人が勤務していたことは記憶にあるが、その時期は不明としており、申立人の申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

また、有限会社Bは、申立期間に係る人事記録等の資料は不明としており、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、健康保険被保険者整理記号番号は、連番で欠番は見当たらない上、社会保険事務所が保管している厚生年金保険手帳記号番号払出簿からも、申立人の資格取得日は昭和27年1月1日となっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 482 (事案 162 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 10 月 2 日まで
当初の申立てに対する決定通知を受け取った後、私が A 株式会社 B 事業所を退職したのは、昭和 22 年 7 月ごろと証言する同僚が見つかったので脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の資格を喪失し、脱退手当金が支給決定されていることを確認できた同僚も申立人と同様に同資格喪失後 1 か月以内に支給決定が行われていることなどから、事業主が脱退手当金の代理請求手続を行っていたものと推測される上、申立人の申立期間に係る脱退手当金の計算にも誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないなどとして、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人が A 株式会社 B 事業所を退職したのは、昭和 22 年の 7 月ごろと証言する新たな同僚を思い出したとして再申立てをされており、当該同僚は、「年度は記憶していないが、申立人が 7 月ごろに退職のあいさつ回りをしていた記憶がある。」と証言しているものの、退職した年が確定できず、当初の申立時において、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿上、厚生年金保険資格喪失日が同年 9 月 21 日となっている別の同僚からは、「申立人とほぼ同時期に退職したことから、申立人と一緒に退職前にあいさつ回りをした。」との証言が得られている上、A 株式会社 B 事業所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日が同年 10 月 2 日と記載されていることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 14 日から 22 年 10 月 25 日まで
私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。
A株式会社B工場を昭和 22 年 10 月ごろに退職し、自営業を行っていた。脱退手当金は受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターに保管されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した旨の記載があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 23 年 1 月 12 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえれば、申立期間の事業所を退職後、37 年 9 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 1 日から 41 年 9 月 7 日まで
② 昭和 42 年 4 月 20 日から 43 年 3 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

有限会社Aを昭和 43 年 2 月ごろに退職したが、脱退手当金は受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手 43. 6. 3」と記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 6 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 23 年 4 月 30 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 20 年 9 月ごろ、A 市 B 町にあった C 社に就職し、26 年 1 月ごろまで勤務していた。同社は 22 年ごろに同市 D 町に移転し、24 年 4 月ごろには名称を変更し、E 株式会社になったと記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の複数の同僚が、「昭和 22 年ごろに C 社に入社した時、申立人が既に勤務していた。」と供述していることから、申立期間当時、C 社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、社会保険庁の記録上、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 23 年 5 月 1 日となっている上、社会保険事務所に保管されている同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、事業主を始め、申立人及び申立人の同僚の資格取得年月日は、すべて 23 年 5 月 1 日となっている。

また、申立人の同僚は、「申立期間当時の C 社は従業員が 10 人に満たない個人事業所であったことは覚えているが、厚生年金保険の加入や厚生年金保険料を給与から控除されていたかなどの記憶は定かでない。加入記録が無いということは、厚生年金保険に加入していなかったものと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。